

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで
昭和46年11月1日にA社(現在は、C社)に入社し、平成20年10月19日に退職するまで継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された人事記録、雇用保険の加入記録及びD健康保険組合の記録から、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和49年2月のオンライン記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和38年3月5日から44年7月16日までB社に在籍していたが、そのうち、40年4月1日から44年7月16日まではA社に出向していた。申立期間についても厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録により、申立人は申立期間においてA社に勤務していることが確認できる。

また、申立人と同様に昭和40年4月1日付けで当該事業所に出向した同僚が所有する申立期間を含む給料明細書により、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、オンライン記録によれば、A社は昭和40年5月1日から適用事業所になっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

しかしながら、当該事業所に係る商業登記簿謄本により、同事業所は昭和

40年4月1日に法人として会社設立していることが確認できる上、申立期間当時、同事業所に勤務していたと証言している同僚も8人おり、また、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった40年5月1日において、厚生年金保険の被保険者は27人であったことが確認できることなどを総合的に勘案すると、同事業所は申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間は適用事業所として管理されていない期間であることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年7月12日に支給された賞与において、18万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を18万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月12日

A社に勤務していた平成16年7月12日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録が確認できないので、申立期間に係る標準賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成16年分給与所得の源泉徴収票及び平成16年度夏期賞与の支給明細書により、申立人は、平成16年7月12日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、平成16年分給与所得の源泉徴収票及び平成16年度夏期賞与の支給明細書により、18万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間及び41年1月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和41年1月から43年3月まで

申立期間①の国民年金保険料は、町内会長が3か月に1回集金に来ていたので納付していた。申立期間②については、市役所からはがきが来たので行ったところ「3か月未納がある。」と言われ、一括して納付し、その後は市役所に持って行って納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和35年9月頃に国民年金の加入を勧められたので加入して、36年4月から国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、39年10月頃に元夫と連番で払い出されていることが推認でき、当該時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であるとともに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、A市は、現年度保険料のみ領収していたとしていることから、申立期間①の保険料を集金人に納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出された元夫も当該期間の国民年金保険料は未納である。

申立期間②について、申立人は、国民年金保険料のみをA市役所に持参し領収書を受領していたとしているが、同市は、申立期間当時、保険料を収納した場合、国民年金手帳に印紙を貼って検認を行っていたと回答していることから、保険料を納付した際、領収書を受領していたとする申立人の申立内

容には不自然な点が見られるほか、申立人が所持する昭和 44 年 1 月 13 日発行の国民年金手帳には、昭和 43 年度以降の国民年金検認記録欄の検認印が確認できるものの、42 年度国民年金検認記録欄は空欄となっており、その記録はオンライン記録とも一致している。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から49年3月まで
住み込みで働いていた事業所の元事業主が、国民年金の加入手続を行い、給与から差し引いて、私の国民年金保険料を納付していた。申立期間について未納とされていることに納付できないので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、住み込みで勤務していた事業所の元事業主が申立人の国民年金の加入手続を行い、給与から差し引いて、申立期間に係る申立人の国民年金保険料と元事業主の保険料を一緒に町内会の班長に納付していたと主張しているが、当該事業主からの証言が得られないため、申立人に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である上、当該事業主に係る国民年金手帳記号番号の払出しも確認できない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年4月頃に払い出されていると推認され、申立期間当時は国民年金の未加入期間であったことから保険料を納付することができなかったと考えられる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、前述の元事業主が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い上、当該事業主が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者の証言も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成元年 3 月までの期間、2 年 3 月、3 年 3 月及び 4 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 12 月から平成元年 3 月まで
② 平成 2 年 3 月
③ 平成 3 年 3 月
④ 平成 4 年 3 月

仕事の任期が切れ、失業しているときに国民年金の納付書が届き、高額だったので驚いた記憶がある。預金から支払ったので、申立期間について納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、平成 6 年頃に納付書が届いたので、町役場で一括して保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格取得（昭和 63 年 12 月 1 日、平成 2 年 3 月 28 日、3 年 3 月 28 日及び 4 年 3 月 28 日）及び同被保険者資格喪失（平成元年 4 月 7 日、2 年 4 月 7 日、3 年 4 月 6 日及び 4 年 4 月 1 日）の記録については、厚生年金保険被保険者資格喪失と同資格取得に伴って、6 年 5 月 6 日に追加処理が行われていることから、申立人は、当時の国民年金手帳が発行された（昭和 63 年 3 月頃）後、6 年 5 月頃に町役場において 2 度目の国民年金の資格取得手続を行ったものと推認でき、その時点では、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間について保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 21 日から同年 9 月 12 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは、申立人の詳細な記憶から推認できる。

しかしながら、A社は既に閉鎖しており、申立人の勤務期間及び申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを確認できる人事記録や給与台帳等の関連資料を得ることができない上、申立期間当時在籍していた複数の同僚についても申立人を記憶している者がいないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等に関する証言は得られない。

また、A社の元事業主は、「申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を作成していないので、厚生年金保険料を控除していない。」と証言している上、同社の元経理担当者は、「採用後3か月以内は研修期間として社会保険には加入させていなかった。」と証言している。

さらに、A社の複数の同僚は、「入社して数箇月経過後に社会保険に加入した。」と証言している。

加えて、A社に係るオンライン記録について、平成6年5月30日から同年12月1日までの期間における厚生年金保険被保険者資格の取得者をみると、申立人の氏名の記載は無く、同記録の整理番号に欠落は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 2 月 1 日から 53 年 3 月 1 日まで
② 昭和 54 年 1 月 1 日から 55 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 56 年 2 月 1 日から 59 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①及び②の期間について、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。

また、申立期間③について、B社（現在は、C社）に昭和 56 年 2 月 1 日から 61 年 4 月 11 日まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。

申立期間①、②及び③について各事業所に勤務していたのは間違いないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が、A社に勤務していたことは、事業主の証言及び雇用保険の加入記録から確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 61 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所ではないことが確認できる。

また、事業主は、「弊社が厚生年金保険に加入したのは、昭和 61 年 10 月 1 日からであり、申立人の給与から保険料は控除していない。」と回答している上、A社の新規適用時に厚生年金保険被保険者の資格を取得している複数の元従業員が、「A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 61 年 10 月からであり、申立期間当時、申立人も自分と同様に厚生年金保険には加入していなかったはずだ。」と証言している。

さらに、申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

申立期間③について、申立人が、B社に勤務していたことは、複数の同僚の証言及び雇用保険の加入記録から確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、昭和59年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所ではないことが確認できる。

また、B社の新規適用時に厚生年金保険の資格を取得している同僚の一人は、「自分が入社した昭和56年4月頃は、福利厚生はまだ整っておらず、入社後しばらく経過して厚生年金保険に加入した記憶がある。」と供述している上、他の同僚も含め、給与からの保険料の控除の状況を証言する同僚はおらず、厚生年金保険料の控除の有無を確認できない。

さらに、申立期間③について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立期間①、②及び③について、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月19日から33年6月1日まで
昭和31年9月から33年5月までA社に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立では、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間においてA社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てているが、同社は、「当社で作成した当時の厚生年金被保険者台帳は完全には現存しておらず、申立人の名前を確認することができない。」と回答している上、同社の複数の同僚から、申立人は申立期間に同社で勤務していたという証言を得ることができない。

また、A社の上記複数の同僚のうち1人は、当時の事業主は社会保険事務を適切に行っていたと証言している上、申立期間当時に同社で勤務し、勤務期間を覚えている同僚の全員が、自分の年金記録に誤りは無かったと証言している。

さらに、申立人及びA社は、給与から厚生年金保険料を控除したことを確認できる資料を保管していない上、複数の同僚からも証言を得られないことから、申立人の申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除の状況について、確認することができない。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。